

消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価・監視
各省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目

5月18日(金) 15:30～18:00

H24年3月27日消費者委員会意見等	消費者基本計画(H24年4月改定素案)中の関連施策				24年春(今回)ヒアリング	
	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	対象省庁等	ヒアリング項目
① 「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」で指摘した事項について、具体的な施策の実施について明記されたい。また、美容医療・歯科インプラントを含む自由診療について、事前説明の徹底、書面での確認、原則として一度目の来診では施術しないなどの対応策について、消費者保護の視点から検討を行うことについて明記されたい。	39 又は 新規施策	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。	厚生労働省	継続的に実施します。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」における建議事項②においては、各施術ごとに健康への影響等を分析し、必要に応じて、各施術の技術基準等を整備するとともに、法解釈の見直し等について検討すること、エステ等における施術の際の衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理のための指針を整備する等の措置を講ずることを求めている。これらの整備や検討を行うことに先立ち、厚生労働省において保健所、有識者、業界団体等からのヒアリング等を行っていただければ、現時点での取り組みや進捗等について説明されたい。 「医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書」(平成24年3月)において、医療に関する広告規制等について基本的な考え方や今後の対応等が整理されているが、その要点について説明されたい。あわせて、「自由診療分野を中心としたガイドライン」作成について、作業の進捗状況、スケジュール、当該ガイドラインの実効性を確保するための取組方針等について説明されたい。 消費者保護の観点から、医療法に基づく広告規制について消費者庁が関与する方向で見直すことについて、どのように考えるか説明されたい。 まつ毛エクステンションに関する生活衛生関係営業等衛生問題検討会における現在までの検討状況と論点、並びにそれらを踏まえた厚生労働省としての今後の取組方針について説明されたい。
② 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」における指摘事項を踏まえて、具体的な施策の実施について明記するとともに、入居一時金の透明性を高めるための施策について検討されたい。	58	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。	厚生労働省	実施済み。 (法改正を行うとともに周知を行うこととした。)	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 90日ルールの実施(平成24年4月)に向けたこれまでの取組と90日ルールを定着させるための取組状況について説明されたい。 また、最近の動きをみると、東京都では入居一時金の初期償却を今後認めない旨の条例改正を行っており、追従する自治体もあるように聞いている。このような動きがある中、厚生労働省では、入居一時金の初期償却の今後の取扱い等についてどのように考えているのかについて、改めて説明されたい。 最新の有料老人ホームの施設数、サービス付き高齢者向け住宅(高齢者住まい法)の登録数、既存の有料老人ホームのうちサービス付き高齢者向け住宅の登録を行った施設数等が分かる資料を提供されたい。また、都道府県による行政指導等の実績を把握していただければ、合わせて提供されたい。
③ 被害者救済制度(追加)	110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなくし、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	消費者庁 法務省	一部実施済み。集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成24年常会への法案提出を目指します。 (P) 財産の隠蔽・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い、平成24年度中を目途に取りまとめます。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の法案作成作業の進捗状況と今後の見通しについて説明されたい。 平成23年10月より「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を開催して現在までに6回開催してきているが、これまでの検討状況や今後の見通し(取りまとめ時期等)について説明されたい。
④ 適格消費者団体に対する支援の在り方について、具体的な方策や実施時期について明記されたい。	127	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	消費者庁	一部実施済み。考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> 適格消費者団体に対する支援のための方策とその具体的な工程について説明されたい。 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度において導入を検討している、適格消費者団体の業務遂行費用を確保するための措置の内容と実現の見通しについて説明されたい。
⑤ 美容医療・エステ、投資詐欺(CO2排出権、グリーン電力証書等)、太陽光パネル等に関する広告・表示について、被害抑止のために、景品表示法の効果的運用を行うことに加えて、これまでの運用を踏まえて、必要に応じて景品表示法の見直しを行うことについて明記されたい。 また、放射線測定器の性能に関して、消費者が誤った判断をすることがないよう、景品表示法の厳正な執行を行うなどの対応について明記されたい。	80	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	消費者庁	継続的に実施します。	消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> エステ・美容医療の建議(平成23年2月)、住宅用太陽光発電システムの提言(平成24年3月)において、法執行の徹底を求めたところであるが、その後の対応状況について説明されたい。例えば、美容機関のHP上の不適切な表示について、注意等を行った実績はあるのか。 詐欺的投資勧誘は有利誤認の広告表示であるので、警察と連携して排除措置命令を発する等の取組が有効であると考えられるかどうか。 景表法が消費者庁に移管されたことに伴い、運用が停滞しているとの意見があるが、この点について消費者庁としてどのように考えているのか説明されたい。また、かつて公取委が検討していたように、景表法に課徴金を導入することについてどのように考えるのかについても説明されたい。